

■ ここがポイント！IFRS早期適用経験者による実務上の留意点解説 ～有形固定資産の会計処理、無形資産の評価を中心に～

目次

【Contents】	【Page】
I. 本日のセミナーの趣旨・内容	P2
II. 第一部 IFRSの特徴、導入の進め方	P4
III. 第二部 有形固定資産の会計処理	P17
IV. 第三部 無形資産の評価	P28
V. 本日のまとめ	P35
VI. 当法人の概要	P37

I. 本日のセミナーの趣旨・内容

本日のセミナーの趣旨・内容

【趣旨】

IFRS早期適用会社の監査及びコンサルティングを実践してきた公認会計士が、実務経験をもとにIFRSの留意点を解説いたします。

IFRSの特徴、導入の進め方、企業様の関心が多かった個別論点(有形固定資産の会計処理、無形資産の評価)など、早期適用をお考えの企業様、強制適用をお待ちの企業様がそれぞれの立場で現在何をすべきかをあらためて実務家の観点から解説いたします。

【内容】

第一部『IFRSの特徴、導入の進め方』

IFRSの特徴と導入の進め方のポイントについて解説いたします。

第二部『有形固定資産の会計処理』

IFRS導入により、有形固定資産について税務の問題もあり、耐用年数、減価償却方法、残存価額等への影響が予想されるため、有形固定資産の会計処理の留意点を解説いたします。

第三部『無形資産の評価』

IFRS導入により、のれんの考え方は大きく変更され、のれんは償却資産から非償却資産となることになります。そこで、企業買収等(M&A)においては、従来はのれんと識別していたものを、償却資産であるのれん以外の無形資産に識別し、処理することが予想されるため、無形資産の評価における留意点について解説いたします。

【タイムテーブル】

第一部『IFRSの特徴、導入の進め方』 45分

第二部『有形固定資産の会計処理』 20分

第三部『無形資産の評価』 15分

質疑応答 10分

Ⅱ．第一部 IFRSの特徴、導入の進め方

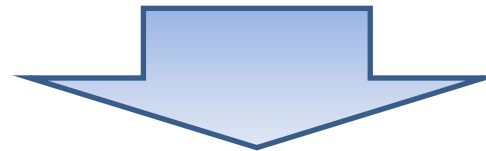
1. IFRSの概要

1-1. IFRSとは

■ IFRSとは

✓ 以下の基準及び解釈指針を総称して“**IFRS**”と呼ぶ

- 国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards “**IFRS**”)
⇒ ロンドンに本部を持つIASB(国際会計基準審議会)が公表した会計基準
- 国際会計基準(International Accounting Standards “**IAS**”)
⇒ IASBの前身であるIASC(国際会計基準委員会)が公表した会計基準
- その他、会計基準の原理原則の解釈を補う役割として、“**IFRIC**” 解釈指針及び“**SIC**” 解釈指針(IFRICの前身)が存在する



会計のグローバルスタンダード

1. IFRSの概要

1-2. IFRSの適用状況(1/2)

■ 海外におけるIFRSの適用状況

- 2005年：原則、EUの全ての上場企業に適用
- 実際は、連結F/Sのみ、かつ、IFRSの一部を不適用とする「EU-IFRS」が適用
- 現状：約150ヶ国で利用予定
- 経済大国で未適用は、日本・アメリカのみ

■ 日本におけるIFRSの適用状況

- 任意適用(一定の要件を満たす会社は2010年3月期から適用可能)
- 当初、強制適用となる場合は、2012年ごろにその是非が判断され、2015年又は2016年となる案が発表される予定であった
- 2011年6月の金融相の会見で、2012年の決定後5～7年の期間を置くと表明しており、**2012年に最終判断しても、強制適用は2017～19年へ先延ばしすることを事実上決定**している
- 理由としては、①米国がIFRS適用を後退させていること、②東日本大震災の影響で企業が震災対応に時間を取られていること、③我が国の製造業に根強い反対論があること等が挙げられている

1. IFRSの概要

1-2. IFRSの適用状況(2/2)

■日本における企業の準備状況

- 一部上場の大手企業の多くは、IFRSについて検討を開始しているものの、以下の理由もあり明確に任意適用時期を決定した会社は現状では少ない
 - ① 強制適用時期が明確になっていない
 - ② IFRSそのものが今後大きく変更される可能性がある
(システム対応方針の目途がたたない)
- 現在における**任意適用会社は4社**のみ（日本電波工業、HOYA、住友商事、日本板硝子）



<IFRSを早期に対応することによるメリット>

- ① IFRS財務諸表を適切に作成可能な**内部管理体制(人材育成含む)の早期構築**
- ② **業績管理**のIFRS基準への切替の早期化
- ③ IFRSベースの**財務戦略**の立案の早期化

<IFRSを早期に対応することによるデメリット>

- ① IFRSに精通した**人材の不足**
- ② 今後の**会計基準の変更が確定せず**、準備を進めにくい
- ③ IFRSの対応等に必要となる**コスト・事務負担**が膨らむことに対する懸念

1. IFRSの概要

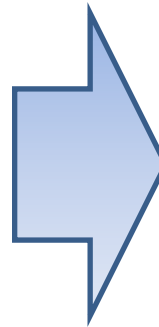
1-3. IFRSの特徴

■ IFRSの特徴

➤ 原則主義

- ✓ できるだけ基本的な原則を規定
- ✓ 詳細な規定は定めない方針
- ✓ IFRIC(解釈指針委員会)も多くの指針を発行しない
- ✓ 例外は作らない

世界中で使われることを前提とし、各国の法制度が異なっても機能することを意図している！



➤ 原則主義への対応

- ✓ 実務における原則主義の適用に際しては、実態に応じた判断が要求される
- ✓ 全ての会計事象についてIFRSの原則的な規定を適用する必要があるか？
- ✓ 実務上の負担と効果のバランスをどう考えるか？

実務上のポイント！

2. IFRS導入における重要性の考え方

■ 重要性の考え方

財務報告に関するフレームワーク

重要性

QC11

情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて**利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある**。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。したがって、**当審議会は、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない**。

BC3.18

・・・重要性は目的適合性の1つの側面である。重要性のない情報は利用者の意思決定に影響を与えないからである。さらに、基準設定主体は基準を開発する際に重要性を考慮しない。重要性は企業固有の考慮事項だからである。両審議会は、それらの見解に同意し、**重要性は目的適合性の1つの側面であり、個々の企業のレベルで適用されるものだ**という結論を下した。

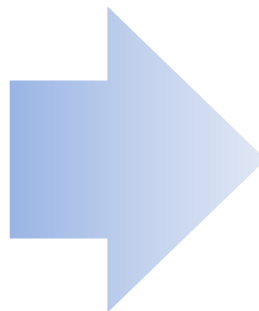


- IFRSにおいても重要性の考え方があることに留意する ⇒ **IFRS導入による必要以上の負担を減らす**
- ✓ IFRSでは、統一的な重要性の基準値が示されない
- ✓ 個々の企業のレベルで**重要性の考え方(ロジック)**を整理し、グループ全体の統一会計基準を策定する必要がある
- ✓ 考え方を整理し、**事前に監査法人と十分な協議しておくことが必要**

3. 日本基準の財務諸表に与える主要な影響

3-1. 損益計算書の表示

日本基準— 連結包括利益計算書	
純売上高	
.....	
営業利益	
.....	
経常利益	
特別利益(※1)	
特別損失(※1)	
税金等調整前当期純利益	
税金費用	
少数株主損益調整前当期純利益	
少数株主利益(※2)	
当期純利益	
少数株主利益(※2)	
少数株主損益調整前当期純利益	
その他の包括利益:	
.....	
その他の包括利益合計	
包括利益	



IFRS— 連結包括利益計算書	
継続事業(※3)	
売上収益	
.....	
営業利益	
金融収益	
金融費用	
税引前当期純利益	
税金費用	
継続事業からの当期純利益 (※2)	
非継続事業(※3)	
非継続事業からの当期損純失 当期純利益	
その他の包括利益:	
.....	
その他の包括利益合計	
包括利益	

※1 特別利益・特別損失区分がなくなる

※2 少数株主利益の控除がなくなる

⇒当期純利益に少数株主利益を含む

※3 非継続事業の区分表示

システム上、各事業の数値を(遡及して)入手できるように対応しておく必要がある

3. 日本基準の財務諸表に与える主要な影響

3-2. のれん、有給休暇引当金、収益

項 目	論 点	日本基準	IFRS	経営に与える影響等
➤ のれん	- 償却方法 - 減損	20年以内で償却＋減損 - 減損損失は特別損失に表示 - 減損の戻入なし	- 非償却 - 減損会計が日本基準より厳格 - 減損損失は営業費用に表示 - 減損の戻入なし	- のれんが非償却となるため、減損テストが半永久的に続く ⇒M&Aの結果責任を半永久的に問われることにつながる - のれんが減損される場合、業績に与える影響が大きい ⇒今後、日本基準でも非償却に変更される可能性がある
➤ 有給休暇引当金	基準の有無	基準なし	累積型の有給休暇制度の場合、次年度以降の有給休暇消化見積りに基づき、有給休暇引当金を計上	有給休暇取得実績状況により、引当金を計上しなければならない ⇒当該実績を別途集計管理する必要性が生じる
➤ 収益	認識	実現主義の下で実務慣行による売上の計上	- リスクと経済価値が顧客に移転した段階で収益計上 - 売上高の総額表示(本人か代理人か)	- 現状の収益計上基準の精査が必要 ⇒販売プロセス、システム、契約等の変更の可能性が生じる - 純額表示による売上高減少の可能性はある

3. 日本基準の財務諸表に与える主要な影響

3-3. 連結

項 目	論 点	日本基準	IFRS	経営に与える影響等
➤ 連結	範囲	- 原則、全ての子会社を連結 - 重要性による、連結除外可能	全ての子会社を連結	実務上どこまで子会社を連結するか、検討が必要となる ⇒投資家の経済的意思決定に影響を及ぼさない子会社までも連結対象とするか
➤ 連結	決算日の統一	決算日の3か月の差異を容認	- 決算日(報告日)統一 - 統一が実務上不可能な場合、差異期間の重要な取引を修正して取り込む	- 決算日(報告日)を統一する場合には、子会社の決算早期化とセットで慎重に検討する必要がある - 実務上どこまで決算日(報告日)の統一が要請されるか検討が必要となる ⇒投資家の経済的意思決定に影響を及ぼさない場合までも決算日(報告日)を統一するか
➤ 連結	グループ会計方針の統一	在外子会社が米国基準又はIFRSを採用している場合、当面容認 ⇒日本基準との差異のうち、特定の差異の修正を要求	すべてIFRSを適用したうえで連結グループ内で統一(統一が日本基準より厳格に要求される)	子会社の会計方針に多くの変更が必要となる可能性がある ⇒特に関連会社については、会計方針を統一することが実務上困難であることが予想される

4. IFRSの改定により経営に与える主要な影響

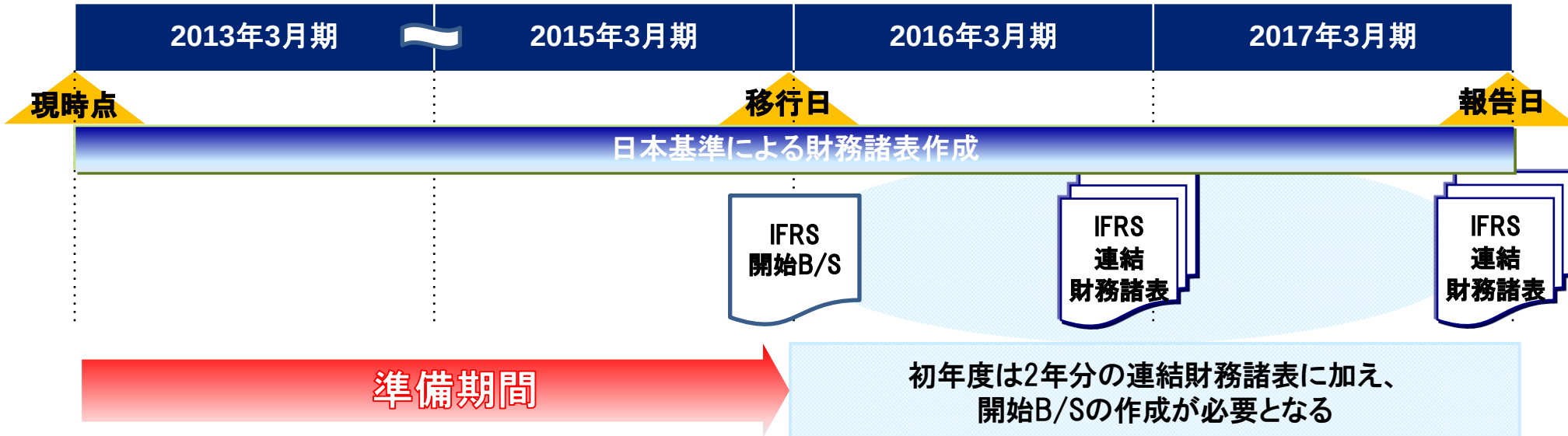
注) ここでは、今後のIFRSの改訂で、特に重要な影響があると想定されるものを記載している
 なお、IASBで検討中のものであるため、今後、内容が変更されることがある

項 目	論 点	現行IFRS	改定後IFRS	経営に与える影響等
➤ リース	資産計上	- ファイナンス・リースは資産計上 - オペレーティング・リースはオフバランス	- ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類がなくなり、オペレーティング・リースも資産・負債に計上 - すべてのリースについて使用権資産とリース料支払い負債を認識	- 解約可能契約も含めて、すべて実質リース期間を見積り、使用権資産と負債を計上する - 資産及び負債の増加により、業績指標（資本収益率の低下、負債資本比率の増加）が変動する ⇒借入限度額や財務制限条項等に影響を及ぼす可能性がある

5. IFRS導入準備プロジェクトの進め方

5-1. IFRS対応のロードマップ

■ IFRS対応のロードマップ

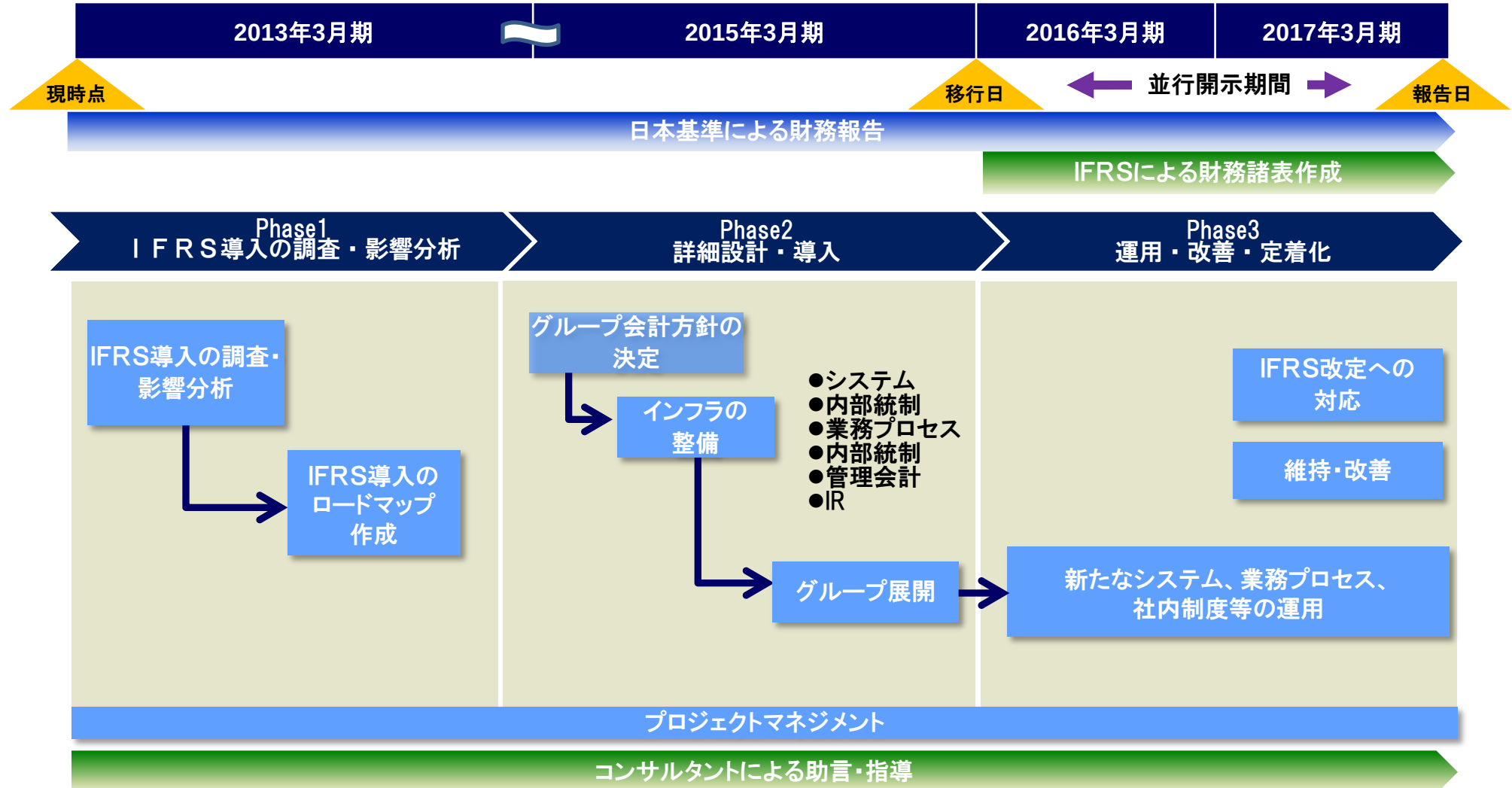


- 2017年3月期を報告日とすると上記のようなロードマップとなる
- 一般的に、IFRSの準備期間はドライラン等を含め3年かかるといわれている
 - ⇒ 強制適用時期の延長があったとしても早期に対応することがプロジェクトの成否に関わると考えられる
- 強制適用時期が延長になる可能性が強まった
 - ⇒ IFRSのアドプション（全面的採用）を待たずとも、IFRSと日本基準のコンバージェンス（収斂）は進行しており、IFRSの強制適用を見据えた対応が必要となっている

5. IFRS導入準備プロジェクトの進め方

5-2. 各フェーズにおける具体的実施事項

2017年3月期に適用を仮定



5. IFRS導入準備プロジェクトの進め方

5-3. 導入準備段階における留意事項

■ IFRS導入が与える影響

- IFRSの導入は、基本的には、財務報告に関する変更であるが、予算を始めとした管理会計やシステムにも広範な影響を与える可能性があるため、全社的で効率的なプロジェクトとする必要がある

■ IFRS導入成功のためのポイント

- 課題の整理と、課題解決に必要な「人」、「コスト」の把握・検討
 - ✓ 全社的なプロジェクトチームの組成
- 経営層の関与
 - ✓ 経営戦略の立案
 - ✓ 関連する内部統制やシステムの整備
- グループ統一会計方針の作成
 - ✓ グループとしての具体的な会計処理や財務報告手続の作成
- 監査法人との十分な協議
 - ✓ 会計処理の背景となる考え方(ロジック)の整理が重要



Ⅲ. 第二部 有形固定資産の会計処理

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-1. 耐用年数(1/4)

■ 日本における耐用年数の取扱い

- 耐用年数に関しては、本来であれば企業が独自の状況を考慮して自主的に決定すべきであるが、**実務上は、税務と会計との調整が煩雑になること等から、税法に基づく法定耐用年数の採用が一般的**である
- 税法に規定する普通償却限度額を正規の減価償却費として処理する場合においては、**企業の状況に照らし、耐用年数又は残存価額に不合理と認められる事情のない限り、当面監査上も妥当なものとして扱う**とされている(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」)
- 税法に定める法定耐用年数は企業の投下資本の早期回収といった政策的な配慮があるものの、その決定に当たっては以下のような要因が考慮されている
 - ✓ **通常の維持補修下における物理的な使用可能期間**
 - ✓ **一般的な陳腐化**
 - ✓ **現況の技術及び素材の材質**
 - ✓ **通常の条件のもとでの使用 等**



ポイント



日本の実務においては、税法に基づく法定耐用年数の採用が一般的である

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-1. 耐用年数(2/4)

■IFRSにおける耐用年数の取扱い

- 経済的耐用年数が原則である
- 耐用年数は当該資産がその資産が企業に対してもたらす効用の観点から決定される。企業の資産管理方針として、一定期間後、または経済的便益の特定部分を消費後、計画的に資産を処分することもあるため、耐用年数はその経済的耐用年数よりも短くなることがある。資産の耐用年数の見積りは、同様の資産を有する企業の経験に基づく判断の問題である(IAS16.57)
- 資産の耐用年数の決定にあたっては、次のような要因をすべて考慮すべきとしている(IAS16.56)
 - ✓ 予想される使用量
 - ✓ 予想される物理的自然減耗
 - ✓ 技術的又は経済的陳腐化
 - ✓ 資産の使用に対する法的又は類似の制約



ポイント



IFRSにおいては、税法に基づく法定耐用年数の採用は容認していない

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-1. 耐用年数(3/4)

■IFRSにおける耐用年数の考え方の整理

- 資産の耐用年数は、当該資産の企業にとっての期待効用の観点から定義される。資産の耐用年数の見積りは、同様の資産を有する企業の経験に基づく判断の問題である
⇒企業の期待効用の観点から定義される以上、企業としての考え方の整理をする
- ある資産に具現化された将来の経済的便益は、主に当該資産の使用を通じて企業によって消費される
⇒理論的には、企業のすべての資産ごとに、使用年数の検証を行う必要があるが、投資家への情報提供という観点から資産の重要性を判断する
- 税法に規定する普通償却限度額を正規の減価償却として処理する場合においては、企業の状況に照らし、耐用年数又は残存価額に不合理と認められる事情のない限り、当面監査上も妥当なものとして扱うとされている
⇒上記検証の結果、実際の使用年数と明らかに耐用年数が異なるものをピックアップする
- 資産の耐用年数の決定にあたっては、4つの要因をすべて考慮すべきとしている(IAS16.56)
⇒耐用年数の根拠について上記要因に基づいて文書化する



ポイント



企業にとっての資産の期待効用期間と税法上の耐用年数が大きく乖離していないことを説明できれば、従来の耐用年数を採用しても問題ないはずである

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-1. 耐用年数(4/4)

■IFRSにおける耐用年数のポイント

- 企業としての**考え方の整理**をする
- 有形固定資産の構成単位毎に重要性を考慮した上で、**耐用年数の実績を確認**する必要がある
- IFRSの耐用年数を税法耐用年数のままとする場合でも、**耐用年数の見積りのロジック作りが必要**となることに留意
- IFRSの耐用年数が税法耐用年数より長い場合
 - ⇒税務上の減価償却費よりもIFRSの減価償却費が減少
 - ⇒損金経理要件による税務上の損金はIFRSの減価償却費が限度
 - ⇒**投下資本の早期回収というメリットを放棄しなければならない**ことに留意
- 日本基準での**会計上の見積りの変更**も検討の余地がある

■ご参考

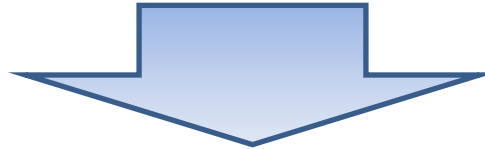
社名	決算期	対象資産	変更前	変更後
三菱マテリアル(株)	H23.3月期	機械及び装置	7年	12～16年
象印マホービン(株)	H23.11月期	工具、器具及び備品	2年	5年
東日本ハウス(株)	H23.10月期	リース資産(モデルハウス)	4年	6年
(株)ディア・ライフ	H23.9月期	事業用定期借地権上の建物	法人税法	借地契約期間
(株)ダイドーリミテッド	H23.3月期	賃貸不動産の一部		明記なし
(株)丸井グループ	H22.3月期	店舗改装		明記なし
スターバックスコーヒー(株)	H23.3月期	定期賃貸借契約に基づく店舗		賃借契約期間

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-2. 減価償却方法(1/4)

■ 日本における減価償却方法の取扱い

- 実務上は、ほとんどの企業で**税法の定める減価償却方法**が採用されている
- 建物については「定額法」(平成19年4月1日以降取得分)、建物以外の有形固定資産については「定率法」と「定額法」の選択適用が認められ、両者のうち「**定率法**」を採用する企業が**一般的**となっている
- 「定率法」を採用した場合、当初の減価償却費が大きく、次第に低減することにより、利用初期の損金が大きくなり、当初の支払税金を抑え、**投下資本の早期回収を図ることができるという税務メリット**が得られる



ポイント

日本の実務においては、税法に基づく減価償却方法の採用が一般的である

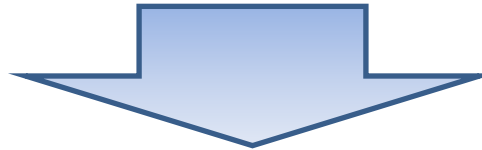
1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-2. 減価償却方法(2/4)

■IFRSにおける減価償却方法の取扱い

- 有形固定資産の減価償却方法は、**資産の将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターン**を反映するものでなければならない
- **減価償却方法の選択適用は認められない**
- IFRSの先行事例である欧州においては、定率法は消費パターンを証明することが難しいこと等から、**定額法を採用している会社が多数**となっている

ポイント



IFRSにおいては、税法に基づく減価償却方法の採用は容認していない

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

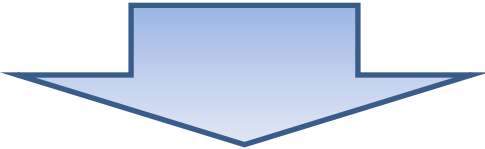
1-2. 減価償却方法(3/4)

■IFRSにおける減価償却方法の考え方の整理

- 有形固定資産の減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターンを反映するものでなければならない
⇒資産の将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターンを確認する必要がある
- IFRSの先行事例である欧州においては、定率法は消費パターンを証明することが難しいこと等から、定額法を採用している会社が多数となっている
⇒減価償却方法の根拠について、各資産の費消パターンを文書化する



ポイント



IFRSにおいては、減価償却方法の根拠づけが必要

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-2. 減価償却方法(4/4)

■IFRSにおける減価償却方法のポイント

- 資産の**将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターンを確認**する必要がある
- IFRSの減価償却方法を税法のままとする場合でも、**減価償却方法のロジック作りが必要**となることに留意
- 修繕等の回数・頻度が耐用年数の後半で増加する状況や、資産により製造された製造価格が、耐用年数に渡り下落していく状況等の場合、定率法が費消パターンに近似する可能性があるため、**定率法の採用が否定されるものではないことに留意**
- 日本基準での**会計方針の変更**も検討の余地がある

■ご参考

社名	決算期	対象資産	変更前	変更後
出光興産(株)	H24.3月期	有形固定資産(建物等除く)	定率法	定額法
佐藤食品工業(株)	H23.3月期	機械及び装置	定率法	定額法
日清紡HD(株)	H22.3月期	有形固定資産	定率法	定額法
日本輸送機械(株)	H22.3月期	機械装置及び運搬具(長期賃貸用車両)	定率法	定額法
(株)富士通ゼネラル	H22.3月期	有形固定資産(建物等除く)	定率法	定額法
(株)ニューオータニ	H22.3月期	有形固定資産(建物等除く)	定率法	定額法
三菱マテリアル(株)	H23.3月期	多結晶シリコン製造設備	定率法	定額法
松本油脂製菓(株)	H22.3月期	機械装置	定率法	定額法
JXHD(株)	H23.3月期	油槽、機械装置等	定率法	定額法
児玉化学工業(株)	H23.3月期	建物(建物附属設備を除く)	定率法	定額法
(株)名機製作所	H23.3月期	建物及び建物附属設備	定率法	定額法
(株)日本電波工業	H22.3月期	有形固定資産(リース資産除く)	定率法	定額法
パナソニック電光SUNAX(株)	H23.3月期	有形固定資産(建物等除く)	定率法	定額法
(株)ジーフィット	H22.1月期	有形固定資産(建物等除く)	定率法	定額法

1. 有形固定資産の会計処理の主要論点

1-3. 残存価額

■日本における残存価額の取扱い

- 日本基準: 実務上、法人税法に基づき、ゼロ又は5%としているケースが多い
- 耐用年数の取扱いと同様に、税務と会計との調整が煩雑になること等から、税法の基準が採用されている

■IFRSにおける残存価額の取扱い

- 固定資産の残存価額の決定にあたって、資産を処分することにより受領すると現時点で予想される見積処分費用控除後の価額を考慮しなければならない
- 「資産の償却可能額は、残存価額を控除した後算定される。実務上、残存価額は重要でない場合が多く、それゆえ、償却可能額の算定上、あまり重要ではない」とする規定あり

■IFRSにおける残存価額のポイント

- 実務上の負担を考慮し、残存価額は**原則としてゼロとする**ことも有効と考えられる
- 過去の廃棄や売却の実績分析を行い、中古市場の存在等、処分時に売却価値がある資産が存在する場合には、別途検討を行う等の対応が必要となる

2. 有形固定資産の会計処理のその他の論点

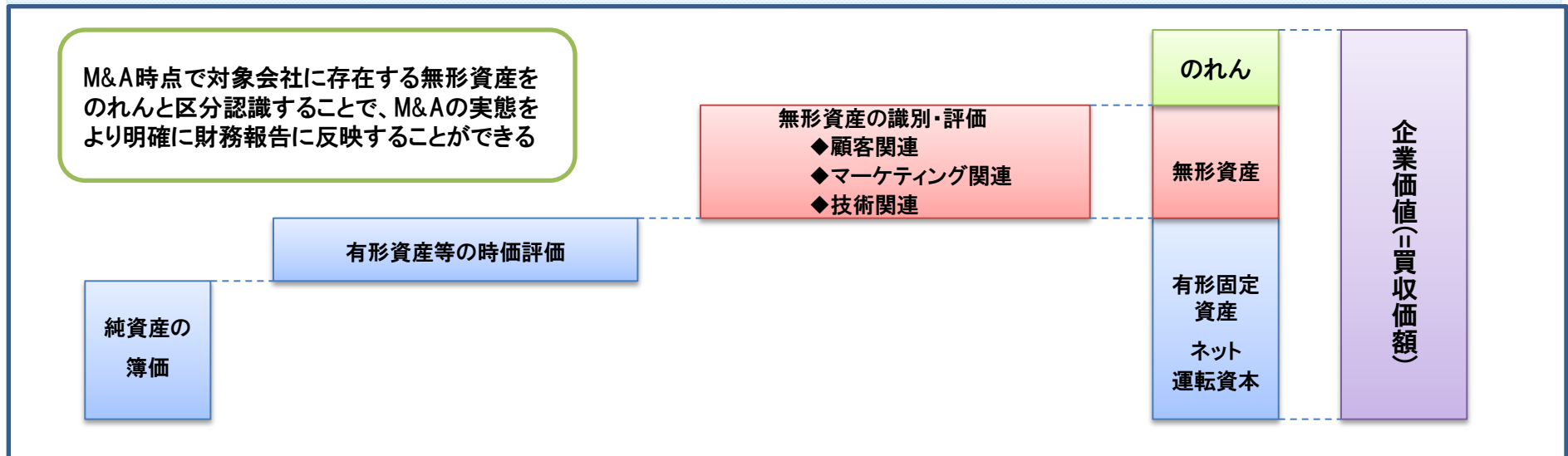
項 目	日本基準	IFRS	経営に与える影響等
➤ 取得原価の範囲	固定資産取得税等の一部の付随費用については、取得原価に含めていないケースが実務上存在する	購入価格(輸入関税及び還付されない取得税を含む)、直接付随費用、債務の当初見積額を含める	日本基準で、費用処理していた関税や不動産取得税等の付随費用について、有形固定資産の取得原価に含める必要がある ⇒過去の資料の保管状況が問われ、対応に相応の時間とコストを要する
➤ 少額固定資産	法人税法に基づき、10万円未満は費用処理されているケースが多い	規定なく、有形固定資産の認識基準を満たすものは資産計上される	重要性の判断なく、10万円未満を費用処理することは認められない ⇒「基準値」を経理規程上明確にする、監査法人と協議する等の対応が必要
➤ 取得以後の測定	再評価モデルは認められていない	取得後の会計方針として、原価モデルと再評価モデルの選択が認められている	IFRSでは、再評価モデルの選択が認められている点異なる ⇒我が国においては、原価モデルの採用が一般的と考えられるため、影響は限定的
➤ 減損	2ステップアプローチによる減損要否判定と減損損失計上 ①割引前CFによる判定 ②割引後CFによる測定 - 減損の戻入なし	1ステップアプローチによる減損損失計上 ⇒割引後CFによる判定と測定 - 減損損失の戻入あり	- 減損損失の早期計上のリスクが上昇 - 減損損失の戻入の存在により、減損前の簿価ベースを別途管理しておく必要あり

IV. 第三部 無形資産の評価

1. 無形資産の評価の必要性

■ 無形資産の評価の必要性

- 無形資産の評価が必要となるのは企業結合(M&A)時においてのみである
- わが国では、現状、企業結合時に無形資産を厳格には識別せず、のれんの計上として処理されることが一般的である(*1)
- **IFRSでは、識別可能な無形資産をのれんと区分して認識することが強く求められている**
- IFRSでは、のれんは非償却資産であるため償却は行われず、每期減損テストを実施することとなる
- 今後、無形資産を識別・評価するニーズが、わが国においても増加するものと考えられる

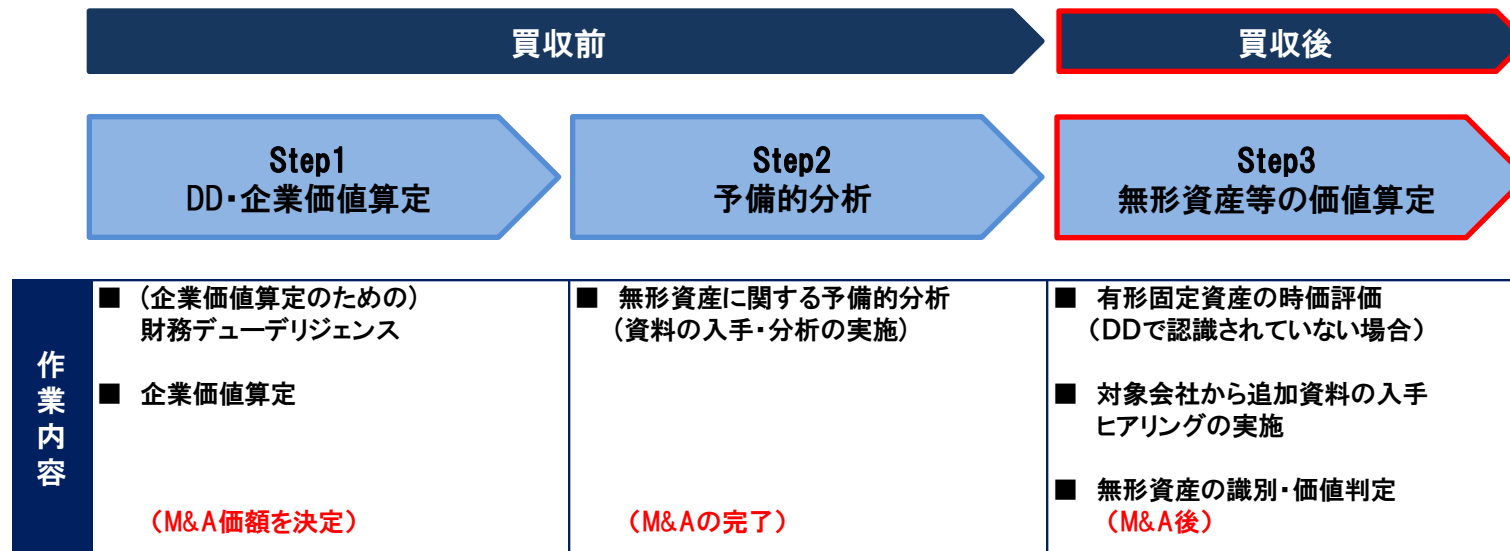


(*1) わが国の企業結合会計基準においても「識別可能な無形資産で、かつ合理的な価額を算定できる場合にはのれんと分離し認識する」必要がある

2. 無形資産の評価の流れ

■ 無形資産の評価の流れ

- 無形資産の評価は、通常M&A完了後に行われる
- 無形資産の評価手続は、PPA(Purchase Price Allocation)と呼ばれる手続であり、「無形資産」を含む識別可能資産と「のれん」との配分計算のことである
- 財務デューデリジェンスや企業価値算定を行う際には、貸借対照表に計上されない無形資産の有無に留意する必要がある



3. 無形資産の識別・種類

■ 無形資産の識別

➤ 無形資産は、通常は外部から無形資産単独で購入することは少ないので一般的になじみの少ないものであるが、以下の点に基づいて無形資産の有無を識別することとなる

- ✓ 販売価格の設定に他社と比べてプレミアムを乗せることができるか
- ✓ 他社よりコストの削減ができるか
- ✓ 他社に対して競争優位に立てるか
- ✓ 他社の参入に対して障壁があるか

■ 無形資産の種類

➤ IFRSでは、無形資産の種類について以下を例示している

分類	無形資産の種類	特定の根拠
マーケティングに関連する無形資産	商標・商品名、トレードドレス(Apple社のマーク等)、ドメイン、競業避止義務	これらは、顧客への認知度を通じて価格競争力等を持つことで収益に貢献する
顧客に関連する無形資産	顧客リスト、受注残高、顧客との関係(契約の有無に関わらず)	これらは、実際(潜在的なものもある)の顧客基盤であり、顧客基盤を通じて継続的に収益に貢献する
芸術に関連する無形資産	書籍・楽曲・絵画等の著作物	著作権や他の法的規制により権利が保護されている
契約に基づく無形資産	使用許諾やロイヤリティ契約、建設許可や放送権等の行政規制、利用権(採掘権、水利権、空中権等)、フランチャイズ契約	これらは契約に基づいて権利が付与されるもので、契約上の取り決めから直接的に収益に貢献、又は当該権利の使用により収益に貢献する
技術に基づく無形資産	特許権、ソフトウェア、無特許の技術や企業秘密(製造ノウハウ等)	これらの技術が、競争優位や差別化による収益の貢献や、コストの削減に貢献する

4. 無形資産の評価手法

■ 無形資産の評価手法

- 無形資産についても、企業価値評価と同様に**インカム・アプローチ**、**マーケット・アプローチ**、**コスト・アプローチ**の手法により評価される
- **インカム・アプローチが原則的な無形資産の評価方法**であり、以下はそれぞれの評価手法の概要である

類型	評価手法詳細説明	利点	欠点	適用事例	具体的評価手法名
インカム・アプローチ	将来期待される経済的利益(キャッシュフロー)を現在価値に割引いて評価対象の価値を算定する手法	・評価対象から生じる将来の収益性を価値評価に容易に反映できる	・主観的な評価になる	・技術(特許) ・顧客 ・ブランド etc	・超過収益法 ・ロイヤルティ免除法 ・利益差分法
マーケット・アプローチ	類似取引及び市場価格等と比較分析することにより、評価対象の価値を算定する手法	・市場における取引価格がある場合には、当該価格を基礎とするため、客観的な評価となる	・類似取引等の類似性が確保できるケースが少ない	わが国では売買事例が少ないため適用事例は限定的	・売買取引比較法
コスト・アプローチ	評価対象を複製又は再取得するために生じた、あるいは生じるであろうコストの見積により、評価対象の価値を算定する手法	・計算が容易で客観性を確保できる	・コストが評価対象の経済的価値と直接結びつかない	・人材 etc	・複製原価法 ・再調達原価法

【ロイヤルティ免除法】

評価対象の無形資産の所有者がその使用を第三者よりライセンスされたものと仮定した場合に、第三者に対して支払うことが予想されるロイヤルティコストを類似のライセンス契約から推定し、ロイヤルティ収入の割引現在価値として算定する方法である

5. 無形資産の評価実務(1/2)

■ 無形資産の評価例(ロイヤルティ免除法)

➤ 特許権を**ロイヤルティ免除法**により計算した一例である

無形資産の評価に必要な準備データ					
将来の予測	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3
特許権を源泉とする売上見込(単位:百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
特許権の耐用年数	5年				
現在の事象					
受注残(百万円)	800				
売上高に対するロイヤリティレート(*1)	2.0%				

(*1)RoyaltySource(<http://www.royaltysource.com/>)等から類似特許権のロイヤリティレートを算出

将来の予測に基づく特許権の評価(単位:百万円)					
将来年度	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3
特許権を源泉とする売上見込	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
受注残	800	-	-	-	-
受注残を除いた売上見込	9,200	10,000	10,000	10,000	10,000
ロイヤリティ 2.0%	184	200	200	200	200
支払税金 40%	74	80	80	80	80
税引後キャッシュ・フロー	110	120	120	120	120

⇒最終的な評価額は上記税引後キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定することとなる

5. 無形資産の評価実務(2/2)

■ 無形資産の評価上の留意点

➤ 無形資産の評価を実施する上では以下の点に留意する必要がある

✓ インカム・アプローチによる無形資産の評価を実施する場合には、当該資産から生み出される将来キャッシュ・フローの計算が必要なため、例えば以下のデータが必要となる

- ・ 当該資産の将来の収入予測
- ・ 当該資産の将来の費用予測
- ・ 当該資産の効果が及ぶ期間の予測
- ・ 上記将来予測のための過去の実績データ

✓ 無形資産の評価のための将来キャッシュ・フローを割引く割引率を決定するためには以下の率を総合的に勘案することとなる

① 当該企業の加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)

⇒ 一般投資家が当該企業に期待している利回り

② 内部収益率(IRR: Internal Rate of Return)

⇒ 投資家である買い手が投資対象に対して要求する利回りでプレミアムやディスカウントが無ければWACCと一致する

③ 加重平均資産収益率(WARA: Weighted Average Return on Assets)

⇒ WARAがIRRやWACCと整合するように無形資産に適用する利回りを決定することとなる。一般的には運転資本や有形固定資産等は低いブランド、特許、のれんのような無形資産は高くなることに留意が必要である

V. 本日のまとめ

本日のまとめ

本日のまとめ

- IFRSを導入した場合、投資家の意思決定に与える影響、実務上の負担と効果のバランス等を考慮し、企業グループごとに統一会計方針を策定する必要がある
- IFRSの準備期間はおよそ3年を要するため、早期から全社的に対応をしていくことが、プロジェクトの成否に関わる
- IFRSが導入されると、有形固定資産の会計実務において、耐用年数、減価償却方法、残存価額等の考え方が変更されることにより、グループ統一会計方針の策定、システムの対応、内部統制（業務プロセス）の見直しが等が必要となる
- IFRSが導入されると、無形資産のうち、のれんは非償却資産となることに留意が必要となる
- 企業結合において、のれんから無形資産を識別した上で、資産の種類に応じて適切な評価を実施する必要がある

VI. 当法人の概要

当法人の概要

■ 当法人の概要

私どもは、公認会計士・税理士を中心としたブティック型専門特化型の事務所です。
主な業務の内容は、以下のとおりであります。

- ・各種事業価値や新株予約権(ストック・オプション含)等の評価業務
- ・連結納税に関する税務申告・アドバイザリー業務
- ・IFRS支援業務
- ・株式公開(IPO)支援業務
- ・資産税および事業承継対策を含めた個人の税務申告業務
- ・BPR(Business Process Re-engineering)支援として業務プロセスの見直しと再構築に係るアドバイス
- ・M&A等に関する、組織再編の会計・税務アドバイス(財務・税務デューデリジェンス含)
- ・事業再生支援業務(事業再生実務家協会(認証事業再生ADR)正会員)

■ 詳細につきましては、当法人までご連絡ください。

税理士法人AKJパートナーズ (Tokyo office)	(代表社員)	公認会計士・税理士 山本 成男 公認会計士・税理士 吉村 史明	
*住所 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F	(社員)	税理士 藤田 学 公認会計士・税理士 仙石 実	
*電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481			
(Tsukuba office)	(保有資格)	公認会計士 8名 公認内部監査人 1名 税理士 9名 公認会計士協会準会員 1名 社会保険労務士 2名 宅地建物取引主任者 4名 AFP・税理士科目合格者 7名	
*住所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間研究学園D6街区8画地 研究学園スクウェアビル9F			
*電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034			
(Fukuoka office)			
*住所 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F			
*電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351			
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/			

講師プロフィール

■ 講師プロフィール

<プロフィール>

税理士法人AKJパートナーズ

FAS事業部 パートナー 仙石 実

公認会計士・税理士・公認内部監査人

平成14年公認会計士2次試験合格後、監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)に入所。

国際財務報告基準(IFRS)に基づく監査及び助言指導業務、金融商品取引法・会社法に基づく法定監査業務のほか、外部向け研修サービス等に従事。

マネージャー職を経て、平成23年に監査法人を退所し、同法人へ参画。

現在は、M&Aや財務デューデリジェンス等の各種トランザクションサービスを中心に、バリュエーション業務、事業再生支援、IFRS導入支援サービス等に従事。

著 書 『旬刊経理情報(No.1293) IFRS適用が与える税実務への影響～有形固定資産の減価償却と無形資産の償却』(中央経済社)

<プロフィール>

税理士法人AKJパートナーズ

FAS事業部 シニアマネージャー 櫻井 秀憲

公認会計士

平成14年公認会計士2次試験合格後、新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)に入所。

金融商品取引法・会社法に基づく法定監査に従事。監査法人退所後、同法人へ参画。

現在は、M&Aや財務デューデリジェンス等の各種トランザクションサービスを中心に、バリュエーション業務、事業再生支援等に従事。

著 書 『(ケース別)連結納税制度の活用と実務』(共著、中央経済社)

『(立場別・ステージ別)ストック・オプションの活用と実務』(共著、中央経済社)

『税務QA(No.104) 非上場企業へのストック・オプションの発行方法の検討』(税務研究会)

お問い合わせ先

■ お問い合わせ先

税理士法人AKJパートナーズ
公認会計士・税理士 仙石 実
Email:sengoku@akj-partners.com
Tel:03-5777-3480

税理士法人AKJパートナーズ
公認会計士 櫻井 秀憲
Email:sakurai@akj-partners.com
Tel:03-5777-3480